

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成24年8月14日まで縦覧に供する。

平成24年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成24年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人四国ステップアップ・コンサルティンググループ

村尾 俊二

高松市屋島西町2444番地46

3 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、まちづくりを考える個人、起業家、中小企業者等に対して、地域振興やまちづくりの推進を図る活動を支援するための事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、まちづくりの推進及び経済活動の活性化に取り組む者に対して、その活動に資する諸事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。